

福岡県医発第310号(地)
平成20年 5月 8日

各 医 師 会 長 殿



福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公 印 省 略)

予防接種後健康状況調査実施要領の一部改正について

今般、予防接種法施行令の一部を改正する政令及び予防接種実施規則の一部を改正する省令が公布され、麻しん及び風しんの定期予防接種対象者が拡大されたことに伴い、標記の実施要領の一部が改正された旨、厚生労働省より日本医師会を通じ通知がありましたのでご連絡いたします。

本件は、MRに対する予防接種後健康状況調査の調査対象者を、予防接種法施行令における定期予防接種対象である1期、2期、3期、4期の対象者併せて80名とすることを示しております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご丁知いただきますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 松行眞門
会長 丸山 泉



(地Ⅲ 12)

平成20年4月11日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

飯 沼 雅 朗

予防接種後健康状況調査実施要領の一部改正について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、予防接種法施行令の一部を改正する政令及び予防接種実施規則の一部を改正する省令が公布され、麻しん及び風しんの定期予防接種の対象者が拡大されたことに伴い、標記の実施要領の一部が改正され、厚生労働省健康局長より各都道府県知事等へ通知がなされ、本会にも周知・協力方依頼がありました。

本改正は、MR に対する予防接種後健康状況調査の調査対象者を、予防接種法施行令における定期予防接種対象である1期、2期、3期、4期の対象者併せて80名とするもので、改正点は、新旧対照表に示すとおりであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等に対し、周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。



健発第0328020号

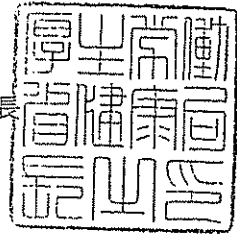
平成20年3月28日

(社) 日本医師会

感染症危機管理対策室長

飯 沼 雅 朗 殿

厚生労働省健康局長



予防接種後健康状況調査実施要領の一部改正について

予防接種行政の推進につきましては、平素より多大なご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

予防接種法施行令の一部を改正する政令及び予防接種実施規則の一部を改正する省令が公布され、麻疹及び風疹の定期予防接種の対象者については、拡大されたことにより、「予防接種後健康状況調査実施要領」を一部改正し、別添（写）のとおり、各都道府県及び指定都市衛生主管部（局）長宛協力方依頼したところであります。

つきましては、貴職におかれましても当該事業の趣旨をご理解いただくとともに、当該事業に関する各都道府県・郡市区医師会への周知・協力要請等、当該事業の円滑な実施について特段のご配慮をお願いいたします。



健発第0328020号

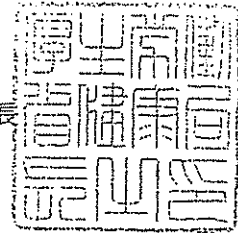
平成20年3月28日

各都道府県知事

殿

各指定都市市長

厚生労働省健康局長



予防接種後健康状況調査実施要領の一部改正について

予防接種行政の推進につきましては、平素より多大なご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

予防接種法施行令の一部を改正する政令及び予防接種実施規則の一部を改正する省令が公布され、麻しん及び風しんの定期予防接種の対象者については、拡大されたところであります。

については、「予防接種後健康状況調査実施要領」を一部改正し、MRに対する予防接種後健康状況調査の調査対象者は、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）における定期予防接種対象である1期、2期、3期、4期の対象者併せて80名としましたので、平成20年度につきましても、別添「予防接種後健康状況調査実施要領」により実施されますよう、引き続きご協力方よろしく申し上げます。

予防接種後健康状況調査実施要領

1 事業概要

(1) 目的

国民が正しい理解の下に予防接種を受けることが出来るよう、予防接種に関する正しい知識の啓発普及の一環として、適正かつ最新の予防接種後の健康状況に関する情報を広く国民に提供するとともに、予防接種副反応の発生要因等に関する研究の一助とすることにより、有効かつより安全な予防接種の実施に資することを目的とする。

(2) 実施主体等

厚生労働省健康局結核感染症課（以下「結核感染症課」という。）が、都道府県、市町村、社団法人日本医師会（以下「日本医師会」という。）、各地域の医師会及び予防接種実施医療機関等の協力を得て予防接種後健康状況調査（以下「健康状況調査」という。）を実施する。

各都道府県（指定都市を含む。以下同じ。）は、地域の医師会等の協力を得て健康状況調査実施機関（以下「実施機関」という。）を選定する等、実施主体の補助を行うものとする。

2 実施要領

(1) 健康状況調査の実施

ア 健康状況調査の対象者（以下「対象者」という。）

対象者は、予防接種法及び結核予防法により実施される定期の予防接種として、以下のワクチン接種を受けた者とする。

- ① 沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン（以下「DPT」という。）
- ② 沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド（以下「DT」という。）
- ③ 経口生ポリオ（急性灰白髄炎）ワクチン（以下「ポリオ」という。）
- ④ 乾燥弱毒生麻疹風疹混合ワクチン（以下「MR」という。）
- ⑤ 日本脳炎ワクチン（以下「日本脳炎」という。）
- ⑥ 経皮接種用乾燥BCGワクチン（以下「BCG」という。）
- ⑦ インフルエンザHAワクチン（以下「インフルエンザ」という。）

イ 実施機関の選定及び決定

実施機関は、各都道府県において原則として、各ワクチンにつき1実施機関（市町村）を選定（推薦）し、結核感染症課長による協力依頼文書をもって決定する。

なお、各都道府県において実施機関を推薦するに当たっては、以下の点に留意すること。

- ① DPT、DT、MR、日本脳炎（以下「DPT等」という。）及びインフルエンザについては、各地域の医師会等関係機関と協議して「医療機関」を選定すること。
- ② ポリオ及びBCGについては、各地域の医師会等関係機関と協議して「医療機関」を選定することを原則とするが、集団接種により予防接種を実施する「市町村」を選定することも差し支えないこと。

③ 実施機関の任期は、原則 2 年とすること。

ウ 健康状況調査実施時期等（別表 1 を参照のこと）

(7) 実施時期

DPT 等については、各年度の 4～6 月をⅠ期、7～9 月をⅡ期、10～12 月をⅢ期、1～3 月をⅣ期とする各四半期毎に実施することとし、ポリオ及びBCGについては、各年度の 4～9 月を前期、10～3 月を後期とする各半期毎に実施することとする。

また、インフルエンザについては、各年度の 11～12 月に実施することとする。

(4) 保護者による健康状況調査対象者の観察期間（以下「観察期間」という。）及び対象者数

DPT 等（MR を除く）の接種を受けた者については、観察期間を接種後 28 日間とし、原則として各期において各実施機関とも対象者 40 名（DPT については、第 1 期初回接種第 1 回目、第 2 回目、第 3 回目及び追加接種の対象者を併せて 40 名、日本脳炎については、第 1 期初回接種第 1 回目、第 2 回目、追加接種及び第 2 期の対象者を併せて 40 名）について健康状況調査を行うこととする。

MR の接種を受けた者については、観察期間を接種後 28 日間とし、原則として各期において、第 1 期、第 2 期、第 3 期、第 4 期の対象者を併せた 80 名について、健康状況調査を行うこととする。

ポリオの接種を受けた者については、観察期間を接種後 35 日間とし、原則として各期において、対象者 100 名について健康状況調査を行うこととする。

BCG の接種を受けた者については、観察期間を 4 ヶ月間とし、原則として各期において、対象者 100 名について健康状況調査を行うこととする。

インフルエンザの接種を受けた者については、観察期間を接種後 28 日間とし、原則として、対象者 40 名について健康状況調査を行うこととする。

エ 健康状況調査の方法、手順等（別表 2 を参照のこと）

(7) 実施機関の実施手順

a 対象者の人数については、2 の（1）のウの（イ）の人数を超えないこととし、特別の事情がある場合、報告は必ずしも要しないこととする。

b 予防接種実施後、対象者の保護者（以下「保護者」という。）又は対象者に対して本事業の趣旨を十分に説明の上、健康状況調査に協力する旨の同意を得た後、様式第 1 による予防接種後健康状況調査票（以下「調査票」という。）を保護者又は対象者に配布し、記入要領等の説明を行うこととする。

c 保護者又は対象者から実施機関宛に郵送される調査票により、内容の確認をすることとする。

- d 様式第2による予防接種後健康状況調査一覧表（以下「調査一覧表」という。）に、必要事項を転記し、3枚複写の調査一覧表のうちの提出用2枚を調査票とともに各都道府県担当部局あて提出することとする。

(イ) 各都道府県の実施手順

- a 実施機関に対して、予防接種後健康状況調査実施要領、調査一覧表及び調査票を配布することとする。なお、調査票には、あらかじめ郵便切手を貼り付けて配布すること。
- b 各実施機関から提出された調査一覧表をワクチン別・実施機関別に半期分を取りまとめ、調査一覧表に通し番号を記入（調査一覧表記入要領参照）し、結核感染症課宛に提出すること。
なお、調査調査一覧表及び調査票は、担当部局において5年間保管すること。

オ 健康状況調査項目について

予防接種副反応の発生状況を正確に把握するため、通常の副反応（発熱、発赤、発疹、腫脹等）及び極めて稀に起こり得るとされている異常な副反応（脳炎、脳症等）、発生頻度等の調査に加えて、これまで予防接種による副反応と考えられていない接種後の症状についても、健康状況調査の項目とする。

なお、各ワクチンごとの項目は、別添の調査票及び調査一覧表に記載のとおりとする。

(2) 健康状況調査結果の解析・評価

予防接種後副反応・健康状況調査検討会（厚生労働省健康局長の私的諮問機関）において、調査一覧表等を基に、医学的、疫学的見地から解析・評価を行い、予防接種後の症状の発生実態を把握するとともに、報告事例と予防接種との因果関係について検討する。

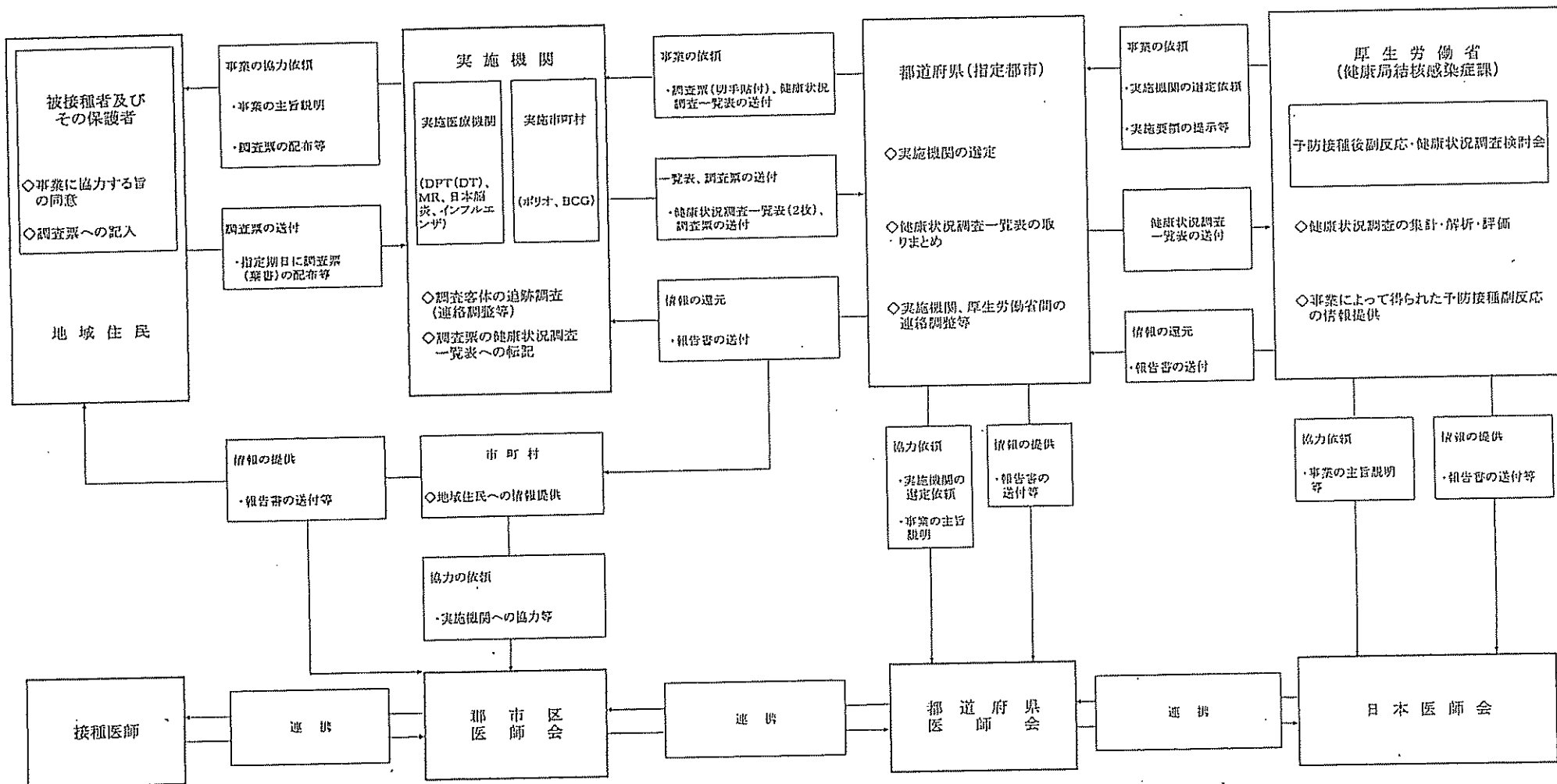
(3) 情報の還元・提供（別表2を参照のこと）

健康状況調査により得られた情報は、都道府県、日本医師会、関係各地域の医師会及び実施機関に還元するとともに、都道府県、市町村及び日本医師会等を通じて広く国民に提供することとする。

予防接種後健康状況調査実施計画

区 分	実 施 時 期		対 象 者 数	観 察 期 間 (接種後)	実 施 機 関			都道府県	厚 生 労 働 省		
					対象者の 選定期間	調査表の 回収期限	健康状況調査 一覧表の提出期限	健康状況調査 一覧表の提出期限	調査結果 の集計等	健康状況調査 検討会の開催	情報の還 元・提供
DPT等	第1四半期	4月～6月	40名	28日間	4月～5月	6月末日	7月末日	8月末日	9月～10月	2 月	3 月
	第2四半期	7月～9月	40名	28日間	7月～8月	9月末日	10月末日	11月末日	12月～1月		
	第3四半期	10月～12月	40名	28日間	10月～11月	12月末日	1月末日	2月末日	3月～4月	8 月	9 月
	第4四半期	1月～3月	40名	28日間	1月～2月	3月末日	4月末日	5月末日	6月～7月		
ポ リ オ	前期	4月～9月	100名	35日間	4月～8月	9月末日	10月末日	11月末日	12月～1月	2 月	3 月
	後期	10月～3月	100名	35日間	10月～2月	3月末日	4月末日	5月末日	6月～7月	8 月	9 月
B C G	前期	4月～9月	100名	4ヶ月間	4月～5月	9月末日	10月末日	11月末日	12月～1月	2 月	3 月
	後期	10月～3月	100名	4ヶ月間	10月～11月	3月末日	4月末日	5月末日	6月～7月	8 月	9 月
インフル エンザ	4月～3月（1年毎）		40名	28日間	11月～12月	3月末日	4月末日	5月末日	6月～7月	8 月	9 月

予 防 接 種 後 健 康 状 況 調 査 流 れ 図



改 正 後

現 行

1 事業概要 (略)
2 実施要領

1 事業概要 (略)
2 実施要領

(1) 健康状況調査の実施

(1) 健康状況調査の実施

ア (略)
イ (略)

ア (略)
イ (略)

ウ

ウ

(ア) (略)

(ア) (略)

(イ) 保護者による健康状況調査対象者の観察期間 (以下「観察期間」という。) 及び対象者数

(イ) 保護者による健康状況調査対象者の観察期間 (以下「観察期間」という。) 及び対象者数

DPT等 (MRを除く) の接種を受けた者については、観察期間を接種後28日とし、原則として各期において各実施機関とも対象者40名 (なお、DPTについては、第1期初回接種第1回目、第2回目、第3回目及び追加接種の対象者を併せて40名、日本脳炎については、第1期初回接種第1回目、第2回目、追加接種及び第2期の対象者を併せて40名) について健康状況調査を行うものとする。

DPT等 (MRを除く) の接種を受けた者については、観察期間を接種後28日とし、原則として各期において各実施機関とも対象者40名 (なお、DPTについては、第1期初回接種第1回目、第2回目、第3回目及び追加接種の対象者を併せて40名、日本脳炎については、第1期初回接種第1回目、第2回目、追加接種及び第2期の対象者を併せて40名) について健康状況調査を行うものとする。

MRの接種を受けた者については、観察期間を接種後28日間とし、原則として各期において、第1期、第2期、第3期、第4期の対象者を併せた80名について健康状況調査を行うこととする。

MRの接種を受けた者については、観察期間を接種後28日間とし、原則として各期において、第1期及び第2期の対象者を併せた80名について健康状況調査を行うこととする。

ポリオの接種を受けた者については、観察期間を接種後35日間とし、原則として各期において、対象者100名について健康状況調査を行うこととする。

ポリオの接種を受けた者については、観察期間を接種後35日間とし、原則として各期において、対象者100名について健康状況調査を行うこととする。

BCGの接種を受けた者については、観察期間を4ヶ月間とし

BCGの接種を受けた者については、観察期間を4ヶ月間とし、原則として各期において、対象者100名について健康状況調

オ エ

(略)

、原則として各期において、対象者100名について健康状況調査を行うこととする。
インフルエンザの接種を受けた者については、観察期間を接種後28日間とし、原則として、対象者40名について健康状況を行うこととする。

オ エ

(略)

査を行うこととする。
インフルエンザの接種を受けた者については、観察期間を接種後28日間とし、原則として、対象者40名について健康状況を行うこととする。